

P F I 事業における指定管理者の指定期間・利用料金制について

1. P F I 事業の概要（募集要項抜粋）

① 事業名称

（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業

② 事業目的

国史跡「宇治川太閤堤跡」の保存・活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることとしている。

- ・国史跡「宇治川太閤堤跡」の保存・活用
- ・宇治の歴史・文化・観光に関する情報発信
- ・宇治茶に関する魅力発信

③ 事業方式

民間事業者が施設を整備し、施設の完成後に市に所有権を移転し、事業期間中、市が施設を含む事業用地内施設の所有権を有したまま、民間事業者が維持管理及び運営を行う BTO（Build, Transfer and Operate）方式で実施する。

④ 予定価格

2, 540, 000, 000 円（消費税等を含む）

予定価格は市が事業者を支払うサービス対価の総額である。

（公募により選定された応募者の提案価格 2, 535, 111, 231 円）

⑤ **事業期間** ➡ 指定管理者に係る整理事項「ア」関連

事業期間は、事業契約の締結日から平成 49 年 3 月 31 日までの期間とする。
また、事業用地内施設の供用開始は平成 33 年 10 月を予定している。

⑥ 事業者の決定

設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務及び運営業務の各業務を通じて、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施を求めるものであり、民間事業者の募集及び選定方法は公募型プロポーザル方式により、企業名は匿名として選定委員会により総合的に評価して、市が決定する。

- ⑦ **事業者の収入** ➡ 指定管理者に係る整理事項「イ」関連
市からのサービス対価のほか、お茶と宇治のまち交流館内のミュージアムの入館料、ミュージアムショップの運営から得られる収入、レストラン・喫茶の運営から得られる収入、茶体験プログラムの企画・運営から得られる収入及び駐車場の運営から得られるなど、事業の実績に伴いインセンティブが働くように自らが収受できる収入として想定している。
- ⑧ **指定管理者の指定** ➡ 指定管理者に係る整理事項「ウ」関連
施設は、地方自治法第244条の2第3項の規定による「公の施設」とし、維持管理業務及び運営業務にあたっては、宇治市議会に施設設置条例及び事業者を指定管理者として指定する議案を提出すると募集要項に記載している。
-

2. 指定管理者に係る整理事項

ア. 指定期間

(指定管理者制度導入のための指針(資料6 P 9 参照)の記載)

2 指定期間

指定期間は、新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間を基本とする。

(P F I 事業期間の指定管理者選定)

指定管理者の指定期間は、指定管理者制度導入のための指針では指定期間は、新規指定の場合は4年間、継続指定の場合は5年間を基本と定めているがこの期間について、P F I 法第13条(指定管理者の指定に当たっての配慮等)においては、P F I 事業期間等を指定管理者の指定について配慮を求めている。

自治体では、指定管理者条例又は公的施設の設置条例においてP F I 事業による指定管理者の指定条項を入れることによりP F I 事業期間に亘る指定管理者の指定が可能である。

通常、指定期間を設定するにあたっては以下の視点で検討を要する。

- ・競争性が確保されること
- ・体制の維持、経営資源等の確保の安定経営による安定したサービスの提供
- ・施設の特性・規模を勘案

本件の場合

- ・ P F I 法第 1 3 条の規定を踏まえた配慮（P F I 事業の手法により整備した施設で施設の建設から維持管理・運営までを行う P F I 事業の目的があること）
- ・ P F I 事業の事業者の選定に係る競争性担保と、事業者選定過程において上記の視点を考慮した手続

の上記の理由から、P F I 事業期間と指定管理期間を整合させて設定する。

(法律関連条文抜粋)

▽ P F I 法

(指定管理者の指定に当たっての配慮等)

第 1 3 条 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定を適用する場合においては、同条第 4 項から第 6 項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第 1 1 項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

▽ 地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2. 利用料金制度

(指定管理者制度導入のための指針(資料6 P 9参照)の記載)

3 利用料金制度

指定管理者制度導入に際し、あわせて利用料金制を導入することにより、自立的経営が図られる施設(市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設)、あるいは指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図ることとする。

国が定めた基本方針の中で、P F Iの基本理念や期待される成果を実現するため、P F I事業は効率性原則等が求められると定められている。民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施することが求められており、「(資料3)利用料金制度導入に関する検討事項」にある利用料金制度の目的と合致することもあり、P F I法等制度の目的・趣旨の実現にあたって必要な施設である場合は、積極的に利用料金制を導入する。

3. 非公募による選定の取扱い

(指定管理者の導入に関する指針(資料6 P 8参照)の記載)

施設の性格および設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、指定管理者に該当すると認められる者を公募せずに選定する。

- ・ P F I活用により、一定期間管理運営をするものを指定する場合

非公募施設については、宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項のただし書きにより、選定委員会へ諮問しないこととして取り扱う。

(条例関連条文抜粋)

▽宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例

- 2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、次条第1項に規定する宇治市指定管理者候補者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、第2条ただし書に規定する場合(=非公募の場合)においては、この限りでない。